

# えっ！ この契約、今の法律で取消できないかも

## 〔事例 1〕

総額約 450 万円  
もの契約！！

素晴らしい作品  
です。ぜひ画集を  
作りましょう



高齢者や障がい者などの判断能力低下を悪用したセールス実家に帰省した時、母が自作絵画の出展契約や画集作成等の契約を複数していることがわかった。契約書を整理してみたら、契約数は3社9件、総額約450万円もの契約だった。母によると、美術展への出品や画集の出版をしてくれたというが、判断力が不足しており記憶が定かでない。家に来訪しての契約と電話による勧誘のようである。



## 〔事例 2〕

キャンセル料は  
予約金の30万円  
になります

昨日の契約を  
キャンセルし  
たいのですが



## 高すぎるキャンセル料の対応

結婚式場の説明会に行き、当日契約をしたら割引になると言われて契約をした。だが2軒目の式場の方が良かったので、翌日、キャンセルを伝えると、予約金30万円を払うように言われた。約款では契約成立後のキャンセル料は予約金30万円となっていた。ほとんど何もサービスを受けていないのに30万円も払うことに納得できない。

## 消費者契約法とは...

消費者と事業者が結んだ契約（買い物や訪問販売など）全てが対象です。悪質なセールスなど、事業者に不適切な行為があった契約は取り消せます。ところが、上記のような事例は、現在の消費者契約法では、まだまだ対応できていません！



# あらたな法改正に向けて みなさんで声を出していきましょう！



現在の消費者契約法に加えて、  
「つけ込み型勧誘への取消権の新設」  
「平均的な損害額についての規定の新設」  
が必要です！

〔事例 1〕

「つけ込み型勧誘への取消権」

高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足など、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合に、消費者が取消できるようにすることが必要です。

取消権があってよかった！



〔事例 2〕

「平均的な損害額について」

キャンセル料を争う場合などで、「平均的な損害額」の立証に必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって損害額を立証することは困難な場合が多いです。

平均的な損害額の立証に関する推定規定を新設することが必要です。

平均的な損害額の立証ができてよかった！



一般社団法人  
全国消費者団体連絡会  
CONSUMERS.JAPAN

〒102-0085 東京都千代田区 六番町15 プラザエフ6F  
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036  
URL : <http://www.shodanren.gr.jp>

2018年9月発行

